

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 123 号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成 19 年岩手県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（特別職地方公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p>	<p>（特別職地方公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p><u>（5） 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる自発的な大学等課程の履修（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第4条に規定する教育施設の課程の履修をいう。）若しくは国際協力の促進に資する外国における奉仕活動への参加のための休業をした期間</u></p>
2	<p>（大学院派遣研修費用）</p> <p>第3条 条例第2条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 大学院派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第68条の2第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>（3） [略]</p>	<p>（大学院派遣研修費用）</p> <p>第3条 条例第2条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 大学院派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>（3） [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）の施行の日から施行する。